２０２６年度　安全衛生管理計画書

安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

１．人命尊重、安全最優先に徹する。
２．全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
３．労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
４．労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

災害防止スローガン

先人の教えを伝える「安全十戒」
現場で活かして　築こうゼロ災職場

全社安全衛生目標

死亡災害　ゼロ
度数率　　０．５０以下

重点実施事項

１．「安全最優先」意識の強化

①『奥村組安全十戒』による安全意識の向上
②「徹底すべき５つのこと」の遵守
③「落ち着いて、ゆっくり、確実に」の励行による不安全行動の排除
④　緊密なコミュニケーションによる早期の「気づきの共有」と的確な対応
⑤　高年齢労働者・外国人労働者の災害防止対策の徹底
⑥　教育ツールやＶＲ機器による危険体感教育を積極的に活用する・させる
⑦『４Ｈ』（はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday（休日/時間外/夜間））作業時の安全管理の徹底
⑧ 熱中症予防対策の強化と発症後の迅速な対応

２．三現主義の徹底（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）

①　安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施
②　重点管理施工計画（施工計画検討書）の実施状況確認
③　労働災害・事故等の原因究明と再発防止策の充実
④「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底

３.墜落・転落災害防止対策の強化

① あらかじめ高所作業を回避する施工計画/作業手順の立案および実施
② 墜落・転落災害防止に関する具体的施策の実施
③ 低所からの墜落・転落災害防止対策の実施
④ 車上作業での墜落・転落災害防止対策の実施

４．機械設備はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の強化

①『奥村組機械七箇条』による安全意識の向上
②　異常発生時における作業手順の遵守
③　機械設備の物理的防護設備の充実
④　施工計画検討時における防護設備の設置検討
⑤　パトロールによる災害防止対策の実施状況の確認

５．重機・クレーン等災害防止対策の強化

① 作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底
② 重機・クレーン等の転倒防止に関する施策の実施
③ 重機と作業員の接触防止ルールの厳守

６．飛来・落下災害防止対策の強化

① 立入禁止区域の想定と措置の実施
② 資機材・仮設物等の定期的な点検の実施
③ 適切な玉掛け作業の実施
④ 上下作業禁止の徹底

７．火災事故防止対策の順守

①「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

日常的な安全衛生活動　（本社の活動）

１．労働安全衛生マネジメントシステム文書の管理
①システム文書(マニュアル、要領)の制定、改定
②基準･標準類の制定、改定

２．本社内部監査の管理
①本社内部監査(安全衛生)の計画、実施、総括

３．中央安全衛生環境委員会パトロールの管理
①中央安全衛生環境委員会パトロールの計画、実施、総括

４．社長、本部長マネジメントレビューの事務局
①総括内容、手順の標準化の推進
②社長及び本部長レビュー結果の展開、周知

５．中央安全衛生環境委員会の事務局
①中央安全衛生環境委員会の開催、運営、協議内容の展開
・委員会の活性化(協議項目の見直し)

６．安全衛生に関する教育の管理
①職員安全衛生教育の全社計画の立案
②職員安全衛生教育および安全体感教育の実施
③職員安全衛生教育カリキュラムの維持、管理
④安全部門担当職員のレベルアップ
(労働安全コンサルタント･労働衛生コンサルタント等の取得推進)

７．全社安全衛生管理計画の管理
①全社安全衛生管理計画の立案、推進、評価
年度終了時に総括し、両支社と改善検討

８.労働災害への対応、指導、支援
①全社で発生した労働災害の対応への支援
②災害情報の収集、分析、水平展開－ 「同じ過ちを繰返さないために」
③災害情報の災害防止支援システム(ＳＡＦＥ)へのデータ登録
④安全衛生ニュース(定期、臨時)等の発行
⑤安全パトロール結果を分析し、傾向と対策を立案
⑥法令及び業界自主規範の改正、行政の動向等への迅速な対応
⑦安全衛生に関する標語、ポスター、懸垂幕の製作、配付
⑧奥村組重大災害カレンダーの作成、展開
⑨ＩＣＴを活用した災害防止支援(AI 安全帯不使用者検知システム等)

９．全社安全表彰、優良職長制度の事務局等
①安全衛生表彰規程に基づく、工事所、協力会社従業員の表彰
②｢優良職長制度｣の運営(本社事務局として)
③スーパーマイスターポスターの作成･配布
④現場での好事例の収集・展開

安　全　衛　生　行　事

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
全国交通安全運動（4/6～15）		全国安全週間準備期間	全国安全週間（7/1～7）		・全国労働衛生週間準備期間 ・全国交通安全運動(9/21～30)	全国労働衛生週間（10/1～7）	秋の全国火災予防運動（11/9～15）	建設業年末年始労働災害防止強調期間（12/1～1/15）		化学物質管理強調月間	・年度末労働災害防止強調月間 ・春の全国火災予防運動（3/1～7）
		夏期災害防止特別対策期間						年末年始災害防止強調期間			
				第１報通報訓練							
		（安全大会）							（新年祈願祭）		
	・ｽｰﾊﾟｰﾏｲｽﾀｰ表彰	・社長表彰, ・支社店表彰 ・安全標語、ポスター			・衛生標語ポスター		・支社店表彰 ・ｽｰﾊﾟｰﾏｲｽﾀｰ表彰				
支社店同行パト（随時）	支社店同行パト(随時)	中央委員夏期パトロール（VR 安全体感教育）		支社店同行パト(随時)	支社店同行パト(随時)	支社店同行パト(随時)	中央委員年末パトロール（VR 安全体感教育）		支社店同行パト(随時)	支社店同行パト(随時)	支社店同行パト（随時）
中央安全衛生環境委員会 本部長ＭＲ	社長ＭＲ	中央安全衛生環境委員会		中央安全衛生環境委員会		中央安全衛生環境委員会		中央安全衛生環境委員会			中央安全衛生環境委員会
職員安全衛生教育(基礎)			職員安全衛生教育(元方)		職員安全衛生教育(統責)	職員安全衛生教育(基礎向上･統責向上①)		職員安全衛生教育（元方向上）	新入社員安全体感教育		

「『安全最優先』意識の強化」　実施要領

１．趣　　旨：災害は人的な「不安全行動」と設備･環境の「不安全状態」の複合的な要因で発生している。これらの災害を防止するためには、現場に携わる関係者一人ひとりが危険に対する感受性を高め、「真の安全第一」を追求し、「安全最優先」の原点に立ち返り、安全の基本を遵守することが重要である。

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①『奥村組安全十戒』による安全意識の向上

・朝礼、日々の打合せ、安全教育、安全大会、特別安全日、安全衛生環境協議会等で繰り返し啓発する。

・職員は、『奥村組安全十戒』手帳を積極的に活用し、過去の災害を「他山の石」とし、自分事として受け止め、危険の芽を事前に摘み取る。

②「徹底すべき５つのこと」の遵守

ⅰ）職員は、決められた手順通りに作業が行われているか確認する。

・作業開始前に資格確認を現物（資格証等）にて行う。

・ルール無視や軽視による災害や重篤化の可能性が高い事案を啓発する。

・職員や職長等はルール無視・軽視による行動の見逃し・見過ごしをなくす。

ⅱ）作業主任者は作業をせず、作業員の管理に徹する。

ⅲ）省略・近道行為は厳禁

ⅳ）一人ＫＹ・指差し呼称を実施し、危険の芽を摘み取る。

・リスクアセスメント（作業に潜在するリスクを洗い出し、低減させる安全対策を講じることや作業方法の見直しを行うこと）手法により、ＫＹ活動、一人ＫＹを作業前に必ず現地で実施する。また、作業内容を変更した場合は再度ＫＹ活動を実施する（業務標準「現地ＫＹ活動の手引き」）。

・指差呼称により、作業場所に危険がないことを事前確認してから作業を行う。

ⅴ）統一された声掛け、合図によって作業する【複数名での作業時】。

③「落ち着いて、ゆっくり、確実に」の励行による不安全行動の排除

・日常作業において「落ち着いて、ゆっくり、確実に」行動することの意識づけを図る。

④緊密なコミュニケーションによる早期の「気づきの共有」と的確な対応

・職長はＫＹ活動時において参加者に危険ポイントの発言を促し、職長・作業員全員で早期に『気づきの共有』を図る（職員も可能な限り参加）。

・職員は現場巡視時に職長・作業員に問いかけを行い、現場でしか把握できない情報を直接収集し、『気づきの共有』と的確な対応を行う。

・職長は作業打合せ前に配下の作業員に問いかけを行い、気づきの共有を行う。共有した気づきを職員と共有し、現場全体で『気づきの共有』と的確な対応を行う。

・上席者は積極的に管下職員に「気づき」を問いかけ、職員同士の緊密なコミュニ

ケーションにより「気づきの共有」を図る。

⑤高年齢労働者・外国人労働者の災害防止対策の徹底

・高年齢労働者が、安心して安全に活動し続けられる環境を整備する。

・65 歳以上の新規入場者に対して追加教育を実施する。(「通達 2025-14（安）高年齢労働者の労働災害防止指針に伴う安全対策の徹底について」)

・外国人労働者受入の手引きを順守する。

・外国籍労働者を入場させるときは、(「通達 2022-23（安）外国人労働者の在籍資格確認手順の変更について」) を順守させたうえで入場させる。

・外国人労働者を入場させるときは、所属会社に日本語理解度アンケートを実施させて、判定結果（ステッカーを貼付）を踏まえ適切な管理下に配置するよう指導し、外国語版の新規入場者教育資料、安全標識等を準備のうえ、注意喚起や安全指導を行う。

⑥教育ツールやＶＲ機器による危険体感教育を積極的に活用する・させる

・安全品質環境ポータルサイトに登録している教育ツールを工事関係者(職員、作業員、SB 社職員や派遣社員等)の教育に使用する。また、関連団体等の資料やＶＲ機器による危険体感教育等を活用し、安全意識の向上、危険に対する気づきを図る。

・下記の災害防止ルールについては、関係者に遅滞なく教育を行う。

・「安全帯不使用者の入場制限管理基準」

・「開口部の養生蓋に関する基準」

・「EV 乗場開口部に設置する安全柵の安全基準」

・「仮設で使用する『はしご』に関する基準」

⑦『４Ｈ』作業時の安全管理の徹底

・『４Ｈ』(“はじめて、へんこう、ひさしぶり、holiday(休日/時間外/夜間)” の総称) 作業があった場合には、職員や安全衛生責任者が立ち合い確認を行う。

⑧熱中症予防対策の強化と発症後の迅速な対応

・熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、自覚症状がある労働者や熱中症のおそれのある労働者を見つけた者がその旨を報告する体制を確立する。

・夏期の作業時間帯変更の検討や、昼休時間の延長、冷却グッズ等を活用し、熱中症の発症を抑制する。

・作業からの離脱、身体の冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の手順、緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等を工事所ごとにあらかじめ定め作成し、関係労働者に対して周知する。

「三現主義の徹底」（現場・現物・現実を反映した施工方法の確立）　実施要領

１．趣　　旨：作業計画書・作業手順書の作成漏れや検討・周知不足に起因する災害が発生している。実施する作業手順に問題がないかを事前に確認し、作業途中であっても問題があれば作業を中止し、再検討を行う。また、作業内容や条件に変更があった場合には、安直に作業を継続することなく作業方法・手順を再検討した上で安全作業を実施させる。

前年度の災害事例

・既設点検路の撤去作業において、右手でモンキーレンチを使用し、点検路の固定ボルトを緩めた際、点検路の撤去部分が急激に下がり、隣接部分との間に右手親指を挟まれた。（21 歳男性　休業 5 日）
・屋上で通電しているキュービクルの行先表示名札の取換え作業中、充電部に手が触れて感電し、意識を失い点検歩廊（高さ 0.76m）から後方に墜落した。（29 歳男性　休業日数 14 日）

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①安全第一のための適正な人員配置とリスク低減措置の実施

・作業に必要な資格、年齢や健康状況、体型、適切な作業環境等を考慮した安全第一の適正配置となっているか確認する。

②重点管理施工計画（施工計画検討書）の実施状況確認

・施工計画検討会での検討事項・対応状況について安全衛生パトロールにおいて確認し、重点管理実施事項を確実に実行する。

③労働災害・事故等の原因究明と再発防止策の充実

・安全推進担当部長等が指定した労働災害・事故は、主導して「なぜなぜ分析」等を活用し、リスクアセスメントにより優先順位を付けて効果的で継続可能な対策を立案し実施する。
・安全衛生パトロール等での重篤災害に繋がりかねない指摘事項は、安全推進担当部長等の指示により、同上の分析手法にて原因を究明し、未然に災害を防止する。

④「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底

・作業計画書／作業手順書の作成漏れをなくし、当日の作業内容の変更や前日の作業打合せで予定していない作業が発生した場合は、上記ルールを順守する。
・緊急事態発生時には、まず自分自身の身の安全を確保した上で、「異常時こそ安全第一」を心掛けた対応を行う。

「墜落・転落災害防止対策の強化」　実施要領

１．趣　　旨：昨年度も、墜落・転落災害による災害が多数発生している。うち１件は、外部足場未設置箇所での作業後、外部足場へ戻る際に約 4.0m下の足場布板上に墜落している。他にも、車両の荷台、ステップキューブ、階段や立馬の比較的低い場所から墜落する事例が散見された。法違反ではないと危険を軽視したり、禁止事項の例外となる「やむを得ない場合」を拡大解釈することなく、実作業時の事前計画の充実・ルール順守・作業状況の監視・一人ＫＹの徹底等を確実に実施し、当災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

・トラック荷台上で鉄骨材の荷降ろし作業中、鉄骨材の上を歩いていたところ、天秤状態となってバランスを崩し、鉄骨材とともに墜落した。（44 歳男性、休業日数 80 日）
・外部足場未設置箇所（地上 25.5m）で作業後、外部足場に戻ろうとした際、約 4.0m下の足場布板上に墜落した。（46 歳男性、休業 90 日）

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①あらかじめ高所作業を回避する施工計画/作業手順の立案および実施

・可能な限り、大組み、大払い工法にて足場組立解体作業を行い、高所からの墜落・転落災害の要因を減らす。
・既存機器等を利用し無足場工法を計画する。

②墜落・転落災害防止に関する具体的施策の実施

・『落ちない・落とさない』を基本とした、作業手順書作成の指導を行い、周知させ、作業状況を確認する。
・足場組立時は安全設備を先行して設置し、高所作業では適切な安全帯取付設備を計画、設置し確実に使用する。
・現場定点カメラ（Safie）等を、墜落・転落の危険度が高い箇所や危険作業を把握しやすい箇所に設置し、注意喚起を図る（2022 年 9 月 30 日通知「墜落・転落災害の防止対策の強化について（クラウドカメラの設置に関して）」）。

③低所からの墜落・転落災害防止の実施

・安全帯に頼らない設備の事前検討と実施
・禁止事項の例外となる「やむを得ない場合」を拡大解釈することなく、安易に脚立や梯子の使用を許可しない。
・許可した場合の使用ルールを順守させる。

④車上作業での墜落・転落災害防止対策の実施

・車両の最大積載量に関わりなく昇降設備を設け、確実に使用させる。
・車上で作業する場合は型式検定に合格した「墜落時保護用安全帽」を適切に着用させる。

「機械設備はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の強化」　実施要領

１．趣　　旨：機械設備を点検、維持管理する作業において、誤って作動部分に手を入れて巻き込まれた災害が発生している。発生原因の一つに、危険であることは認識しているが、作業に集中して身体を入れてしまう行為がある。この災害を防止するために、点検･メンテナンス作業においては確実に機械設備の停止･作業中の標識掲示等の手順を徹底するとともに、保護カバー等の物理的防護設備およびインターロック装置等の充実を推進する。

前年度の災害事例

・被災者はコンクリート打設ポンプのメンテナンス作業中、ポンプの作動部（Ｓ管）に手を入れているにもかかわらず、操作者にポンプを動かすよう指示し、作動したＳ管に被災者の右手が巻き込まれた。（56 歳男性　休業日数 1 日）

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①『奥村組機械七箇条』による安全意識の向上

・朝礼、日々の打合せ、安全教育、安全大会、特別安全日、安全衛生環境協議会等で繰り返し啓発する。

②異常発生時における作業手順の遵守

・機械設備の異常時には、機械および作業を停止し、メインの電源を切り、スイッチに「作業中」の標識を掲示する。また、電源盤等を施錠する。
・担当者に連絡し、独断で行動してはならないことを工事関係者に周知徹底する。
・メンテナンス作業においては専用の工具を使用し、手等で直接触れないよう徹底させる。

③機械設備の物理的防護設備の充実

・機械設備の作動部（回転・摺動等）にはカバー等の物理的防護を設ける。原則、インターロック装置・自動停止装置等も設ける。
・機械設備の作動部への接触および不用意な接近の禁止を徹底する。
・機械設備のメンテナンス時には、回転灯や警報装置等により、他の作業者にもメンテナンス作業中であることを明示する。

④施工計画検討時における防護設備の設置検討

・施工計画検討時に使用予定の機械設備の防護設備の設置を予め検討し、実際に機械設備を使用する前に設置状況を確認する。

⑤パトロールによる災害防止対策の実施状況の確認

・各パトロール時に、機械設備に対する作業計画、作業手順等、災害防止対策の実施状況を確認する。

「重機・クレーン等災害防止対策の強化」　実施要領

１．趣　　旨：重機やクレーン等災害は、発生すれば工事関係者だけでなく第三者を巻込む重大災害となる。接触防止安全装置搭載の制度化、作業内容、作業条件を反映した作業計画／作業手順書等の様式改定等の各種施策の浸透により、防止対策への意識は高まっていると思われるが、今後も継続して関連災害を撲滅する。

前年度の災害事例

・ダンプトラックの荷台上でトンパックを玉掛け作業中、クレーンで揚重したトンパックに接触し､荷台から敷鉄板上に転落した｡(72 歳男性　休業日数 180 日)
・電気設備の片付け中、前進したバックホウの後方に合図等もなしに近づいた際、急に後進してきたバックホウに巻き込まれ、右足を負傷した。(53 歳男性　休業日数 2 日)
・木パレットに載せた砂袋をユニック車で荷降ろしをする際に車体が傾き、レバー操作をしていた被災者は逃げようとしたが、作業服がレバーに引っ掛かって逃げられず、倒れたユニック車に足を挟まれた。(40 歳男性　不休)
・0.7m3 級バックホウで法肩を整地中、法肩が崩れて重機が下部へずり落ち、転倒した。(無資格運転)

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①作業計画書／作業手順書の作成と安全管理の徹底

・作業計画書／作業手順書の作成に関する指導および周知を行い、順守されているか確認する。(「【改訂・追加】作業計画書の作成方法に関わる協力会社等を対象とした説明動画」)
・「クレーン作業における安全確認事項」(通達 2011-01（安）参照）の掲示、指導により周知、履行を徹底する。

②重機・クレーン等の転倒防止に関する施策の実施

・重機の用途外使用、無資格者による操作・運転厳禁。
・定格総荷重の確認厳守
・アウトリガーは全張り出しを原則とし、アウトリガーを確実に設置させる。

③重機と作業員の接触防止ルールの厳守

・「建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱」に基づき運用する。
　(機種選定については東日本支社・西日本支社機電部ホームページを参照)
・「重機と作業員の接触防止ルール」の掲示、指導により周知、履行を徹底する。
・必要な運転資格を保有していることを新規入場時に確実に確認する。

「飛来・落下災害防止対策の強化」　実施要領

１．趣　　旨：資機材・仮設物等の飛来・落下に関する災害・事故が相次いでおり、重篤な結果となりかねない災害・事故も発生している。特に、工事区域外（高速および一般道路・歩道・鉄道軌道等）への飛来・落下は、第三者に被害を及ぼすことになり、社会的責任を問われる事案になるので、万全の対策を講じる。

前年度の災害事例

・4 階で垂直搬送機工事の資材取り込みのために開口部(2.5m×2.5m)の単管手摺を外した際、誤って単管(L=2m)を落下させた。落下した単管は 2 階開口部手摺付近で仮設分電盤を撤去作業中だった被災者の頭部をかすめ、2 階床で跳ね返って再度被災者の顔に当たった。(37 歳男性 不休)

２．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

３．活動内容：

①立入禁止区域の想定と措置の実施

・飛来落下に対して“大丈夫だろう“というような安易な意識を持つ者を許さない指導を行う。
・飛来落下影響範囲を想定し、カラーコーン等を使用して立入禁止措置を徹底する。
・狭い場所で退避場所を確保できない場合は、落下養生設備等を用いて対応する。
・建屋内から外部への出口には一旦停止の表示をし、関係者が吊荷の下に立ち入ってしまうことのないように対策を講じる。

②資機材・仮設物等の定期的な点検の実施

・落下すれば重大災害に繋がる資機材や仮設物等について、定期的な点検を実施し、不具合箇所があれば即座に対策を講じる。
・組立完了後の確認を確実に行うと共に、落下による第三者災害発生のおそれがある場合は、落下養生設備等を設置する。
・不適切な玉掛けや吊り荷状態に異常が認められる場合には、クレーン作業を行わないようにクレーンのオペレーターに協力を依頼する。

③適切な玉掛け作業の実施

・作業計画および作業手順の検討では、全ての場面の玉掛用具・玉掛方法について検討する（特に縦吊り、一本吊り、特殊な吊り方)。
・吊上げ時の地切り確認（３・３・３運動）および吊荷の下の人払いを徹底する。

④上下作業禁止の徹底

・手渡しで材料を揚げ降ろしする際は、２人以上直線状に並んで作業しない。

「火災事故防止対策の順守」　実施要領

1．趣　　旨：　過去には当社の社会的信頼を失墜させるような火災事故が発生している。「忘れるな、過去に起こした火災事故」を肝に銘じ、引き続き再発防止に努めなければならない。

過去の災害事例

・2009 年 12 月 2 日(水)16 時 7 分　晴れ

17 階建てマンション（躯体完了）の１階壁軽量鉄骨下地組立て中、固定のために行った溶接作業の火花が壁のウレタン吹付け面（補修部分）に引火。壁およびスラブ下吹付けウレタン、電線等を通じて延焼し、１階および２階の一部を焼失。この火災（熱、煙）で、ＥＶシャフト内のゴンドラ（８階付近）上で作業中のＥＶ工が死亡。(25 歳男性）当日の作業員の一部は屋上に避難し、ヘリコプターで救出された。

2．実施期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日

3．活動内容：

①「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底

・火気使用時の可燃物除去、養生を徹底する。
・「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理を徹底する。
・消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯を徹底する。
・使用するウレタン材料の性能確認を徹底する。
・可燃物取扱場所の立入り禁止措置を徹底する。
・新規入場者教育、作業打合せ、ＫＹ活動等での火気作業に対する連絡および調整を徹底する。